

川崎市立図書館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																								
川崎市立図書館条例 昭和25年川崎市条例第32号 (目的及び設置) 第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第1条の目的を達成するため、川崎市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。 (名称及び位置) 第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>川崎市立川崎図書館</td><td>川崎市川崎区駅前本町12番地1</td></tr> <tr> <td>川崎市立幸図書館</td><td>川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2</td></tr> <tr> <td>川崎市立中原図書館</td><td>川崎市中原区小杉町3丁目1, 301番地</td></tr> <tr> <td>川崎市立高津図書館</td><td>川崎市高津区溝口4丁目16番3号</td></tr> <tr> <td>川崎市立宮前図書館</td><td>川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4</td></tr> <tr> <td>川崎市立多摩図書館</td><td>川崎市多摩区登戸1, 775番地1</td></tr> <tr> <td>川崎市立麻生図書館</td><td>川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号</td></tr> </table> 2 前項の図書館に次の分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>川崎市立川崎図書館大師分館</td><td>川崎市川崎区大師駅前1丁目1番5号</td></tr> <tr> <td>川崎市立川崎図書館田島分館</td><td>川崎市川崎区追分町16番1号</td></tr> <tr> <td>川崎市立幸図書館日吉分館</td><td>川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号</td></tr> <tr> <td>川崎市立高津図書館橘分館</td><td>川崎市高津区久末2, 012番地1</td></tr> <tr> <td>川崎市立麻生図書館柿生分館</td><td>川崎市麻生区片平3丁目3番1号</td></tr> </table>	名称	位置	川崎市立川崎図書館	川崎市川崎区駅前本町12番地1	川崎市立幸図書館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2	川崎市立中原図書館	川崎市中原区小杉町3丁目1, 301番地	川崎市立高津図書館	川崎市高津区溝口4丁目16番3号	川崎市立宮前図書館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4	川崎市立多摩図書館	川崎市多摩区登戸1, 775番地1	川崎市立麻生図書館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号	名称	位置	川崎市立川崎図書館大師分館	川崎市川崎区大師駅前1丁目1番5号	川崎市立川崎図書館田島分館	川崎市川崎区追分町16番1号	川崎市立幸図書館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号	川崎市立高津図書館橘分館	川崎市高津区久末2, 012番地1	川崎市立麻生図書館柿生分館	川崎市麻生区片平3丁目3番1号	川崎市立図書館条例 昭和25年川崎市条例第32号 (目的及び設置) 第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第1条の目的を達成するため、川崎市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。 (名称及び位置) 第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>川崎市立川崎図書館</td><td>川崎市川崎区駅前本町12番地1</td></tr> <tr> <td>川崎市立幸図書館</td><td>川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2</td></tr> <tr> <td>川崎市立中原図書館</td><td>川崎市中原区小杉町3丁目1, 301番地</td></tr> <tr> <td>川崎市立高津図書館</td><td>川崎市高津区溝口4丁目16番3号</td></tr> <tr> <td>川崎市立宮前図書館</td><td>川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4</td></tr> <tr> <td>川崎市立多摩図書館</td><td>川崎市多摩区登戸1, 775番地1</td></tr> <tr> <td>川崎市立麻生図書館</td><td>川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号</td></tr> </table> 2 前項の図書館に次の分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>川崎市立川崎図書館大師分館</td><td>川崎市川崎区大師駅前1丁目1番5号</td></tr> <tr> <td>川崎市立川崎図書館田島分館</td><td>川崎市川崎区追分町16番1号</td></tr> <tr> <td>川崎市立幸図書館日吉分館</td><td>川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号</td></tr> <tr> <td>川崎市立高津図書館橘分館</td><td>川崎市高津区久末2, 012番地1</td></tr> <tr> <td>川崎市立麻生図書館柿生分館</td><td>川崎市麻生区片平3丁目3番1号</td></tr> </table>	名称	位置	川崎市立川崎図書館	川崎市川崎区駅前本町12番地1	川崎市立幸図書館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2	川崎市立中原図書館	川崎市中原区小杉町3丁目1, 301番地	川崎市立高津図書館	川崎市高津区溝口4丁目16番3号	川崎市立宮前図書館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4	川崎市立多摩図書館	川崎市多摩区登戸1, 775番地1	川崎市立麻生図書館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号	名称	位置	川崎市立川崎図書館大師分館	川崎市川崎区大師駅前1丁目1番5号	川崎市立川崎図書館田島分館	川崎市川崎区追分町16番1号	川崎市立幸図書館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号	川崎市立高津図書館橘分館	川崎市高津区久末2, 012番地1	川崎市立麻生図書館柿生分館	川崎市麻生区片平3丁目3番1号
名称	位置																																																								
川崎市立川崎図書館	川崎市川崎区駅前本町12番地1																																																								
川崎市立幸図書館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2																																																								
川崎市立中原図書館	川崎市中原区小杉町3丁目1, 301番地																																																								
川崎市立高津図書館	川崎市高津区溝口4丁目16番3号																																																								
川崎市立宮前図書館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4																																																								
川崎市立多摩図書館	川崎市多摩区登戸1, 775番地1																																																								
川崎市立麻生図書館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号																																																								
名称	位置																																																								
川崎市立川崎図書館大師分館	川崎市川崎区大師駅前1丁目1番5号																																																								
川崎市立川崎図書館田島分館	川崎市川崎区追分町16番1号																																																								
川崎市立幸図書館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号																																																								
川崎市立高津図書館橘分館	川崎市高津区久末2, 012番地1																																																								
川崎市立麻生図書館柿生分館	川崎市麻生区片平3丁目3番1号																																																								
名称	位置																																																								
川崎市立川崎図書館	川崎市川崎区駅前本町12番地1																																																								
川崎市立幸図書館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2																																																								
川崎市立中原図書館	川崎市中原区小杉町3丁目1, 301番地																																																								
川崎市立高津図書館	川崎市高津区溝口4丁目16番3号																																																								
川崎市立宮前図書館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4																																																								
川崎市立多摩図書館	川崎市多摩区登戸1, 775番地1																																																								
川崎市立麻生図書館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号																																																								
名称	位置																																																								
川崎市立川崎図書館大師分館	川崎市川崎区大師駅前1丁目1番5号																																																								
川崎市立川崎図書館田島分館	川崎市川崎区追分町16番1号																																																								
川崎市立幸図書館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号																																																								
川崎市立高津図書館橘分館	川崎市高津区久末2, 012番地1																																																								
川崎市立麻生図書館柿生分館	川崎市麻生区片平3丁目3番1号																																																								

改正後	改正前
第3条、第4条 略 (指定管理者) 第5条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に図書館（<u>川崎市立麻生図書館、川崎市立川崎図書館大師分館、川崎市立川崎図書館田島分館、川崎市立高津図書館橘分館及び川崎市立麻生図書館柿生分館</u>に限る。以下この条から第7条まで及び第8条第2項において同じ。）の管理を行わせる。 (1) 図書館の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。 (2) 事業計画書の内容が、図書館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。 (3) 事業計画書の内容に沿った図書館の管理を安定して行う能力を有すること。 2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他委員会が必要と認める書類を委員会に提出しなければならない。 3 委員会は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。 第6条～第16条 略	第3条、第4条 略 (指定管理者) 第5条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に図書館（川崎市立高津図書館橘分館に限る。以下この条から第7条まで及び第8条第2項において同じ。）の管理を行わせる。 (1) 図書館の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。 (2) 事業計画書の内容が、図書館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。 (3) 事業計画書の内容に沿った図書館の管理を安定して行う能力を有すること。 2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他委員会が必要と認める書類を委員会に提出しなければならない。 3 委員会は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。 第6条～第16条 略